

## 8 アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区の推進について

(内閣府)

### 【内容】

- (1) 国際共同開発航空機の生産拡大、我が国初の国産ジェット旅客機の量産開始などに向けて、航空宇宙産業の集積や生産能力の拡充を一層図る必要性が高まっていることから、総合特別区域法施行後5年以内に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるとされている総合特区制度について、施行後5年となる平成28年8月以降も継続し、さらに拡充を図ること。
- (2) 平成28年3月31日を期限とする「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」を延長すること。また、指定法人がこの支援を受けられる期間は3年とされており、対象設備も2千万円以上の機械・装置等に限定されているが、初期投資が膨大で回収に長期間を要するといった航空宇宙産業の特性を踏まえ、事業者の新規立地・設備投資をより効果的に支援できるよう、支援措置の拡充を図ること。
- (3) 「国際戦略総合特区支援利子補給金」や「総合特区推進調整費」などを始め、地域の実情に配慮した重点的な金融・財政支援を講じること。

### (背景)

- 本県を中心とする中部地域は、日本の航空機・部品生産額の5割以上、航空機体部品では7割以上を生産する日本一の航空宇宙産業の集積地であり、平成23年12月に国際戦略総合特区「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」に指定されたことを受けて、「工場等新增設促進事業」(工場立地に係る緑地規制の緩和)や「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」(法人税の軽減)などの特区の支援措置を活用しながら、航空宇宙産業の国際競争力強化に取り組んでいる。
- 本県においても、平成24年度に「産業空洞化対策減税基金」による補助制度を創設し、区域における企業立地、研究開発・実証実験に対する支援を大幅に拡大したほか、平成25年度に航空宇宙関連製造業に対する不動産取得税の免除措置を創設し、特区内における設備投資を促進している。また、平成26年度には、県営名古屋空港に隣接する県有地を民間航空機の生産・整備拠点として整備し、三菱リージョナルジェット(MRJ)の最終組立工場を誘致するなど、航空宇宙産業の集積や生産能力の拡充に力を入れて取り組んでいる。

- 当地域が機体構造部品の35%を製造するボーイング787の大幅な増産、MRJの量産開始や、現行ボーイング777の後継機である777Xの生産開始が見込まれることに伴い、関連事業者においては、生産用地の確保や設備増強の必要性が一層高まってきている。我が国航空宇宙産業の国際競争力を強化するためには、総合特別区域評価・調査検討会において最も高い評価を受けている当特区の成果を踏まえ、「法施行後5年以内に施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずる」（総合特別区域法附則第2条）とされている総合特区制度の継続・拡充が求められる。
- 「国際戦略総合特区設備等投資促進税制」は、平成28年3月31日までが期限とされているが、今後も一層の活用が見込まれるため、制度の延長が是非とも必要である。また、事業者がこの支援を受けられる期間は3年とされているが、初期投資が膨大で回収に長期間を要するとともに、生産レートアップや派生型機開発に伴い継続的に設備投資が求められる航空宇宙産業の特性を踏まえて、更に息の長い、手厚い支援が必要である。
- 世界に目を転じれば、世界各国において国策として航空宇宙産業の振興に力が入れられており、世界的な競争が一層激化することが予想される。そうした中で、激しい競争に打ち勝ち、我が国の航空宇宙産業の成長を確実なものにするためには、日本最強の産業集積という当地域の持つ強みを生かし、さらに強化していくことが必要であり、地域一丸となった取組に加え、重点的な金融・財政支援など、国による総合的な支援措置が必須である。

( 参 考 )

国際戦略総合特区「アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区」

目 標

アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスターの形成

- 材料を含む研究開発から設計・開発、飛行試験、製造・販売、保守管理までの一貫体制を整備
- ボーイング787の増産等への対応、MRJ（三菱リージョナルジェット）の量産開始などにより、航空宇宙産業の世界シェアを拡大

【数値目標】 中部地域の航空宇宙産業の生産高  
約7,000億円（平成22年）→約9,200億円以上（平成27年）

将来イメージ

- 大手機体メーカーのステップアップ・生産能力拡充
- 大手機体メーカーと一体となって中堅・中小サプライヤー群が備わったフルセットのクラスターとしての高い生産性の発揮

航空宇宙産業クラスターが目指す将来イメージ（民間航空機）